

仕 様 書

1 委託業務名

街路ごみ容器等のごみ収集運搬業務

2 履行場所（収集区域）

別紙「街路ごみ容器設置一覧表」に示すとおり（13箇所（令和8年4月1日予定））

ただし、街路ごみ容器及び喫煙所等の設置又は撤去により、収集箇所数等に変動が生じた場合も同様に業務を履行するものとする。

3 業務内容

- (1) 上記2に定める区域に設置しているごみ容器及びその周辺に排出されるごみ等を収集する。
- (2) 収集したごみを分別し、ごみ処理施設等へ搬入する。
ただし、やむを得ない事情により適切な処分施設に搬入できない場合は、直ちに発注者と協議すること。
- (3) ごみ収集中、街路ごみ容器等に破損または紛失が生じていた場合、適切な処置を施し発注者に報告する。
- (4) 喫煙所については、吸い殻等の収集、防火用水の補充とともに、施設内の簡易な清掃を行う。

4 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務の実施日及び作業時間

- (1) 業務の実施日は、別表のとおり（4月～6月、10月～3月は発注者が指定する日、7月～9月は毎日）とする。なお、実施期間中、発注者と受注者の協議の上で業務の実施日を変更できるものとし、街路ごみ容器の撤去・置換え等が生じる場合は、発注者の指示により、業務を実施するものとする。
- (2) 当該収集日の区域内に未収集の街路ごみ容器があるときは、収集が完全に終了するまで引き続き実施しなければならない。

6 使用車両（臨時的に使用する車両を含む）等

- (1) 受注者は、この業務を実施するに当たっては、あらかじめ発注者の承認を受けた車両（当該車両の自動車検査証の「所有者」又は「使用者」が受注者の名義であること。（ただし、「使用者」が受注者の名義である場合には、他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等との貸借による場合を除く。））及び車庫を使用しなければならない。
- (2) 緊急時（交通事故等により車両が一時的に使用できなくなった場合）においては、車両が使用可能となるまでの間に限り、臨時車両により対応すること。

7 遵守事項

受注者は、業務の実施に当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号に規定する基準により行うこと。
- (2) 収集、処理施設への搬入その他車両の運行に際しては、常に車両の周囲の安全に配慮を行うこと。
- (3) 通行人等に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げとならないよう特に注意すること。
- (4) 傾斜地における作業にあつては、車止めをする等の安全措置を講じること。
- (5) 住民に対し、不平等な取扱いをしないこと。
- (6) 業務の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。
- (7) 従事者は、受注者の名称入りの統一した衣服を着用すること。
- (8) 業務中は職務に専念して、服装、言動等に注意し、第三者に迷惑又は不快の念を与えないようにすること。
- (9) 業務中にトラブルが発生したときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者と協議して業務を履行すること。
- (10) 使用する車両は、対人賠償金額無制限の自動車保険（任意）に加入していること。
また、当該保険証券の写しをあらかじめ発注者に対し提出すること。
- (11) 使用する車両の架装等を変更する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

8 報告事項

- (1) 受注者は、当日分の業務の実施状況を所定の作業日報により、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、当月分の業務の実施状況を所定の報告書により、翌月の5日（ただし、4月分については5月7日、6月分については7月6日、8月分については9月7日、11月分については12月7日、3月分については3月31日）までに発注者に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して、直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務終了後に、本市が同様の内容の業務（以下「次期業務」という。）を発注し、その受注者（以下「次期受注者」という。）が本業務の受注者と異なる場合には、受注者は、業務の引継ぎが円滑に行われるよう、本市又は次期受注者が実施する業務内容の確認その他の引継ぎに必要な行為について、真摯かつ誠実に協力しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。